

災害見舞金の支給について

立命館大学父母教育後援会

このたびの災害で被害にあわれた皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。立命館大学父母教育後援会では、災害で被害にあわれた会員の方に対し、下記のとおり災害見舞金についてご案内します。

1. 支給対象

父母教育後援会の会員で、次のいずれかの状況にある方

- ① 重症の人的被害を受けた会員および学生
- ② 居住した家が全壊・全焼、半壊・半焼した会員ないし学生
- ③ 家屋が半壊に至らなくても危険で自宅を離れて避難している会員および学生
- ④ 家屋が半壊に至らなくても床上浸水による被害を受けた会員および学生

2. 災害見舞金支給額

1世帯につき5万円とします。

ただし、支給対象は父母教育後援会会員であることとしていますので、前期の時点で会費未納の方は、基本的に以下のとおり対応します。

■1 回生の場合：

入会費 5,000 円および年会費 10,000 円を父母教育後援会に納入し、会員資格を発生させる必要があります。したがって、振込み額は 35,000 円となります。

■2 回生以上の場合：

年会費 10,000 円を父母教育後援会に納入し、会員資格を発生させる必要があります。したがって、振込み額は 40,000 円となります。

＊ 「非常災害による修学困難者に対する立命館大学学費減免」の適用を受ける方の会費の取り扱いについては、別途ご連絡させていただきます。

3. 必要書類

- ① 被災状況報告書および銀行口座振込依頼書
 - ② 罹災証明書等被害状況が判明する書類の写し
- ※ 証明書がとれない場合は、被災状況報告書と面接により対応します。
- ※ 虚偽の申告があった場合は、災害見舞金の返還を求めることがあります。

4. 交付

父母教育後援会事務局にて速やかに審査を行ない、交付期日が確定した時点で対象の方に郵送でご連絡いたします。

5. 提出先

- ① 学生オフィス(衣笠) 研心館 2 階
 - ② 学生オフィス(BKC) セントラルアーク1階
- ※ 書類は、学生オフィスより校友・父母課(父母教育後援会事務局)へ提出されます。

以 上

＊ お問い合わせ先： 校友・父母課(父母教育後援会事務局) TEL:075-813-8261

() による被災状況報告書

会員氏名		被災住所
		会員資格の有無 (有 ・ 無)
学生氏名	電話番号 - -	学部 回生
		学生証番号 (-)
※交付決定通知の発送先 (□にチェックマークを入れてください)		
☐ 上記、被災住所と同じ ☐ 以下の住所 (〒)		
被災状況	* 該当する項目に○印をしてください	
	【人的被害】	【家屋の状況】
	学生本人 → 重傷	住 居 全壊 ・ 全焼
	父 → 重傷	半壊 ・ 半焼
	母 → 重傷	床上浸水
	【住居が危険なため避難生活をしている】	
	避難先 ()	
	【その他特記事項】	

* 家屋は、居住している家であり、自営会社社屋等は含みません
* 一部損壊の場合は、原則として対象となりません
* 罹災証明書のコピーを添付してください

立命館大学父母教育後援会 振込口座登録票

学部	回生	学 生 証 番 号										氏 名	
												フリガナ	
											一		

金融機関名	フリガナ									
	銀 行 信用金庫									
支 店 名	フリガナ									
	本 店 支 店									
預金種目	普通預金									
口座番号 (右づめ)										
口座名義 (本 人)	フリガナ									

★ 通帳のフリガナを見て記入のこと。
通称名等を使用の人は学生証に印字してある氏名にし、銀行口座もそれと一致していることを確認してください。(変更される場合、名義変更より新規に口座をその氏名で設けたほうが手続きは安易です。)

- 【 注 意 】
- ① 楷書で丁寧に記入してください。
 - ② 郵便局口座、銀行の貯蓄口座は利用できません。
 - ③ 口座名義人は本人に限ります。(大学届出氏名と口座名義が一致していないと振込ができません。)
 - ④ 振込口座通帳の 銀行名・支店名・口座番号・フリガナでの口座名義が明記してある箇所(下欄参照)のコピーを貼付し提出ください。
 - ⑤ 統廃合によって銀行名・支店名が変更になっている場合は特にご確認の上、提出してください。

《 貼付欄 》

振込口座通帳表紙の裏面コピーを貼付